

国際共同研究プログラムに基づく
日米連携による脳情報通信研究（第3回）の公募
応募要領

2019年8月



本応募要領は、国際共同研究プログラムに基づく委託研究の公募（第3回）課題217の応募方法を説明するもので、研究計画書及び提案書様式とセットになっています。本課題に応募される方は、本応募要領により提案書を作成してください。

委託研究に関する詳細については、下記URLの「高度通信・放送研究開発委託研究 事務マニュアル 令和元年度（2019年度）版」（以下、「事務マニュアル（令和元年度版）」）を参照してください。
https://www2.nict.go.jp/commission/youshiki/r01/jimu/r01_manual_rev1.pdf

はじめに

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、国的情報通信施策と連携し、通信・放送分野における新たな技術の実用化に向けた研究開発を大学や民間企業などの外部研究開発機関に委託して推進しています（高度通信・放送研究開発委託研究）。

機構は、「国際共同研究プログラムに基づく日米連携による脳情報通信研究」について、米国国立科学財団（NSF: National Science Foundation）との覚書（MOU）に基づき、3回目の公募を課題217として、日米共同で脳情報通信の研究開発の提案を募集します。

本委託研究は、CRCNS（Collaborative Research in Computational Neuroscience）と呼ぶ国際間（米国、ドイツ、フランス、イスラエル、スペイン、日本）共同研究フレームワークの下で実施します。本公募における研究開発体制は、日本と米国の両方の研究機関の参加が必須条件となり、日本と米国に加え、フランス及びイスラエルの研究機関を含めることができます（ドイツ、スペインを含むことはできません）。

本応募要領では、日本の研究機関が機構に対して応募する方法等について説明します。米国の研究機関、フランスの研究機関及びイスラエルの研究機関については、NSFの応募要領を参考して応募してください。

なお、本応募要領中の“提案者”、“代表提案者”及び“共同提案者”は機構に応募書類を提出する日本の研究開発機関（法人）を示します。米国に応募書類を提出する研究機関について触れる必要がある場合は、“米国側共同提案者”と表記し、フランスの研究機関はフランス側共同提案者、イスラエルの研究機関はイスラエル側共同提案者と表記します。

提案は、米国側共同提案者と共同で実施する内容であることが必須となります。機構に提出する研究開発の提案内容は、NSFへ提出される提案内容と同一である必要があります。

1 委託研究制度の概要

機構では、高度通信・放送研究開発委託研究により、外部の研究リソースを活用した効率的・効果的な研究開発を推進しています。本制度は平成8年度（当時は機構の前身である通信・放送機構により実施）に開始しており、機構以外の研究機関に研究開発を委託する制度です。

2 応募資格

受託を希望する単独ないし複数の研究機関（企業、大学等¹⁾）が提案者（複数の研究機関が共同して行う場合は参加する全ての研究機関の連名）となり応募することができます。

代表研究責任者²⁾（個人）は、提案全体に責任を持ち、それを実現するために最適な研究体制を提案してください。

また、複数の研究機関による応募の場合は、代表提案者（代表研究責任者が所属する法人）が、共同提案者（法人）の提案を含め、提案全体を取りまとめて応募してください。

提案者は、次の(1)から(7)の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 当該研究開発課題に関する技術又は関連技術についての研究実績を有し、かつ当該研究業務を遂行するために必要な研究組織、人員等を有する研究機関であること。
- (2) 本委託研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 機構が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- (4) 研究成果の公開、標準化活動等に積極的な貢献が可能であること。
- (5) 当該研究業務を遂行する人員の中に、機構のパーマネント職員又は有期雇用職員が含まれないこと（短時間研究員は可）。また、機構を退職後1年未満の者が含まれる場合には、機構において当該研究開発課題の企画・立案に関与していないこと。
- (6) 米国側に共同提案者（米国側共同提案者）を有していること。米国側共同提案者については、提案者自身で選定した上で、応募してください。
- (7) 実際の研究開発を実施するにあたり、機構の自主研究部門と具体的な連携をはかれること。

同一人物が、同一の研究開発課題に関する複数の提案に研究員として含まれる場合、全ての提案が無効となりますので、ご注意ください。

なお、提案時に受託中の課題を含め、機構及び他の機関の委託研究の受託者となる期間が重複していても応募できます。ただし、複数の委託研究課題を同時期に受託することとなった場合は、各研究者のエフォート率（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））の合計が100%を超えないよう、適切な研究開発実施体制としてください。

3 応募の単位

日本側では、一つの研究機関が単独、あるいは、複数の研究開発機関が共同で応募することができます。

¹⁾ 原則として、日本国内で登記されている企業、大学等であって、日本国内に本公募に係る主たる技術開発のための拠点を有するものであることが必要です。

²⁾ 代表研究責任者は、自ら研究を実施するとともに、提案される研究開発の内容、実施の際の進捗管理、成果の取りまとめ等について、研究開発課題全般にわたり総括し、責任を負う者（個人）のことであり、代表提案者（法人）における実施責任者（個人）がこれにあたります。

研究開発実施体制	応募方法
単独の研究機関で実施する場合	受託を希望する研究機関が単独で応募する。
複数の研究機関で研究グループを形成し、研究内容を分担して実施する場合	研究グループとして单一の提案書を作成し、グループの全構成研究機関の連名で応募する。

複数の研究機関が共同して応募する場合の注意点：

- (1) 研究グループ（代表提案者十共同提案者）を形成して応募してください。
- (2) 代表提案者は、自らに分担された研究を実施するとともに、研究グループ全体の研究の進捗管理や取りまとめ等を行い、また、研究グループを代表して機構との連絡や調整等を行ってください。
- (3) 各研究機関の研究分担内容を明確にしてください。
- (4) 企画・進捗管理・連絡調整・日米間調整等といった、研究を伴わない業務だけを担当する機関は提案者になれません。
- (5) 「公募締切り」から「委託期間終了」まで、研究グループを構成する研究機関の変更は、原則としてできません。
- (6) 米国側、フランス側及びイスラエル側の共同提案者は、それぞれの国のファンド機関と契約を締結することとなります。

研究グループを形成して提案を行う場合の一般的な例：

【例1】

提案の内容を提案者間で任意に分割して小課題とし、異なる研究機関がそれぞれの小課題を分担した上でひとつの研究グループを形成し、提案を行う。

- 例
- A企業（代表提案者） ○○○に関する研究
 - B大学（共同提案者） □□□に関する研究
 - C企業（共同提案者） △△△に関する研究

【例2】

提案の内容を提案者間で任意に分割して小課題とし、1研究機関が複数の小課題、他の研究機関がひとつの小課題の担当として研究を分担した上で、ひとつの研究グループを形成し、提案を行う。

- 例
- A企業（代表提案者） ○○○に関する研究
 - B大学（共同提案者） □□□及び△△△に関する研究

ただし、各小課題を各提案者がどのように分担して研究を実施するかを明確にしてください。

- 例
- A企業（代表提案者） ○○○に関する研究
 - B大学（共同提案者） ○○○に関する研究
(A企業とB大学の分担が不明確なため不可)

なお、共同提案者以外の研究機関（企業、大学等）又は個人が、機構と委託契約を締結しない「連携研究者」（法人・個人）あるいは「研究実施協力者」（法人・個人）として研究に参加する

ことも可能です。詳細については「事務マニュアル（令和元年度版）」の「3.3 研究開発体制」を参照してください。

4 応募に必要な書類

応募には、以下に示す(1)機構所定の提案書類（提案書及び別紙1～5）の提出、及び(2)米国側共同提案者がNSFへ応募した提案書類の写しの提出が必要です。これ以外の様式で作成されたものでの応募は受理しません。提案書類は審査のみに使用します。

なお、提案書の概要の情報は、新規事業創出等の機構の事業運営に資する研究動向の分析にも利用します。また、提案書類は返却しません。

(1) 機構所定の提案書類

研究計画書の内容を踏まえ、様式に従い①の提案書は日本語（一部英語でも可）で、②～⑦の別紙は全て日本語で作成してください。研究グループで応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者の連名で作成してください。

以下の提案書類を提出してください。①、②、③及び⑦については、全ての提案者の提出が必須です。④、⑤及び⑥については、該当する提案者のみ提出が必要となります。

① 提案書

- ・ 提案書様式の吹き出しに従って提案書を作成してください。

② 必要積算経費一覧表（別紙1）

- ・ 必要経費については、年度別、提案者別（代表提案者と共同提案者）に記入してください。
- ・ 研究開発項目の本質的な部分（研究開発要素のある業務）を外注することはできません。
- ・ 一般管理費率については、計算式によって導いた各提案者の一般管理費率と30%のいずれか低い数値を使用してください。一般管理費率は、「事務マニュアル（令和元年度版）」の「7.5 一般管理費」を参照して計算式により求めるか、応募様式中の一般管理費率計算書を使用してください。なお、契約締結時に一般管理費率の正確な値を確定します。
- ・ 消費税率について、研究開始から終了まで一律10%として記入してください。
- ・ 研究計画書における「予算」は、一般管理費、消費税を含む「総額」です。「予算」の上限を超えた提案は受け付けません。

③ 提案概要図（別紙2）

- ・ 研究全体の内容を端的な文章で説明するとともに、図等を使用して分かりやすく、A4横1枚で作成してください。
- ・ 提案概要図においては、日本側が担当する部分を枠で囲むなどして、明確にしてください（該当する部分に「日本側提案者」と明記）。

④ 会社等要覧（別紙3）

⑤ 会社等要覧の添付書類

- ・ 当該技術に関する事業部、研究所等の組織等に関する会社／研究所案内等のパンフレット、Webコンテンツ等を添付してください。なお、会社等要覧及びパンフレット、Webコンテンツ等は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人、一部上場企業等の場合は④⑤ともに提出不要です。

- ・ 会社等要覧は、研究グループで応募する場合も、代表提案者と全ての共同提案者が各自別々に作成してください。

(6) パーソナルデータチェックリスト（別紙4）

- ・ パーソナルデータ（個人情報を含む）を取り扱う提案内容の場合には、提出が必須です。パーソナルデータについては、「事務マニュアル（令和元年度版）」の「3.6.3.2 パーソナルデータが含まれるデータの取り扱い」を参照してください。なお、提出していただいた別紙4は、機構のパーソナルデータ取扱研究開発業務審議委員会にて審査されます。その過程で、追加資料の提出や、リスク低減の方法の検討を求める場合があります。

(7) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別紙5）

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定（5つの基準のうち必ず労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記述してください。認定等を受けていない提案者も提出が必須です。
- ・ 研究グループで応募する場合も、代表提案者と全ての共同提案者が各自別々に作成してください。

(2) NSFに提出した提案書類の写し

NSFの提案入力システム（FastLane）を利用してNSFに提案した英語の提案書類全てを、PDFに変換して提出してください。

5 受託者の選定

CRCNS各国によるJoint panel review（日本からは、外部有識者で構成される「高度通信・放送研究開発委託研究評価委員会」（以下「評価委員会」という。）の委員が参加）のプロセスに従い、NSFに提出した英語の提案書を対象として評価を行います。また、機構が機構所定の提案書類を審査し、機構とNSF間の調整、3か国以上による共同提案の場合は該当国の機関も参加する調整を経て、委託研究の日本側受託者（以下、「受託者」という。）を決定します。

(1) CRCNSでの審査

評価項目は次のとおりです。

- **Intellectual Merit:** The Intellectual Merit criterion encompasses the potential to advance knowledge; and
- **Broader Impacts:** The Broader Impacts criterion encompasses the potential to benefit society and contribute to the achievement of specific, desired societal outcomes.

The following elements should be considered in the review for both criteria:

1. What is the potential for the proposed activity to
 - a. Advance knowledge and understanding within its own field or across different fields (Intellectual Merit); and
 - b. Benefit society or advance desired societal outcomes (Broader Impacts)?

2. To what extent do the proposed activities suggest and explore creative, original, or potentially transformative concepts?
3. Is the plan for carrying out the proposed activities well-reasoned, well-organized, and based on a sound rationale? Does the plan incorporate a mechanism to assess success?
4. How well qualified is the individual, team, or organization to conduct the proposed activities?
5. Are there adequate resources available to the PI³⁾ (either at the home organization or through collaborations) to carry out the proposed activities?

(2) 機構における審査、受託者選定及び通知

機構は、提案者（代表提案者／共同提案者）が、

- 本委託研究の遂行過程で得られるデータ等の中に、パーソナルデータ（個人情報を含む）が含まれる場合にどのように扱う計画か。
- 本委託研究の遂行過程で得られる、データやソフトウェア、資料などをどのように取り扱う計画か。
- 当該研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
- 資金等について十分に管理する能力を有しているか。
- 機構が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているか。
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。

等の観点からも審査し、受託者を決定します。

選定の結果は、機構から提案者（複数の研究機関が共同して応募した場合は、代表提案者）に通知します。また、研究開発期間及び研究開発経費とともに、選定された受託者（共同して応募した場合は、共同提案者を含む）の名称、提案課題名及び提案の要旨を機構のWebサイトにて公表します。提案書記載の要旨は、対外的に公表して問題のない内容としてください。

なお、公募への応募をもって、上記公表に同意されたものとみなします。

(3) 追加資料等

受託者選定に関する評価において、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

6 委託契約

採択が決定した場合、機構と受託者の間で委託契約を締結します。詳細については「事務マニュアル（令和元年度版）」の「3.6.2 委託業務の契約形態」を参照してください。

委託契約に関する注意点は以下のとおりです。

- (1) 必要な契約条件が合致しない場合には、委託契約が締結できない可能性があります。
- (2) 契約金額は、当該研究業務の実施に必要な経費として機構が認めた額としますので、提案金

³⁾ PI: Principal Investigator

額と一致しない場合があります。

- (3) 委託契約は複数年度契約となります。
- (4) 委託経費については、翌年度のものを前倒しで利用することや、繰り越して次年度に利用することはできません。
- (5) 機構は、各事業年度の成果報告書や次年度の年度別実施計画書の確認、また、必要に応じてヒアリング等を行うことにより、研究業務が適切に遂行されているかどうかを確認します。
- (6) 上記確認の結果、研究業務が適切に遂行されていない場合、あるいは国の予算状況に変化があった場合等には、委託期間の途中であっても契約変更等を求める場合があります。
- (7) 機構は、受託者（その役員等及び使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団関係企業、暴力団員若しくはそれに準ずるものとの関係があることが判明した場合は、契約を行いません。また、契約締結後のものにあっては、当該委託契約を全て解除することができます。
- (8) 年度ごとに委託研究の実績情報（研究成果や会計実績等）をe-Rad（府省共通研究開発管理システム）に登録していただくことが必要なため、受託者（代表研究者及び研究分担者）は、e-Radに研究機関登録を行い、研究機関コードを取得していただきます。

7 委託研究における評価及び研究成果等

研究を開始するにあたって、受託者、評価委員会の評価委員・専門委員、機構の関係者が一堂に会して研究の方向性を確認するスタートアップミーティングを実施します。

また、委託期間中及び委託期間終了後に実施する評価、並びに委託研究における研究成果及び知的財産権の取り扱いは、以下のとおりです。

(1) 終了評価

最終年度に、研究開発の成果や実用化への展望等を示した受託者からの資料及びヒアリングに基づいて、評価委員会にて評価を行います。

(2) 成果展開等状況調査

研究成果の実用化、標準化、関連する研究への貢献、副次的な波及効果等を把握するため、委託期間終了から1年後、3年後及び5年後にアンケートによる調査を実施します。

(3) 追跡評価

終了評価や成果展開等状況調査の結果を踏まえ、委託期間終了から3年後及び5年後に追跡評価を行う場合があります。評価の結果は、今後の委託研究課題の立案、成果普及の促進、評価や制度の運用改善等の参考とします。

(4) 研究開発成果報告

各事業年度終了（初年度及び中途年度は毎年3月31日、最終年度は終了期日）後、委託契約款で定める期日以内に、各事業年度の成果報告書を機構に提出していただきます。詳細については「事務マニュアル（令和元年度版）」の「4.1 事業年度ごとに行う主な手続き」を参照してください。

(5) 外部発表等

学会、シンポジウム、講演会等での発表や標準化活動への貢献、知的財産権の獲得、展示会

等への出展は、研究成果として評価します。

(6) 知的財産権の帰属

研究実施中に知的財産等が発生した場合、「産業技術力強化法」に定める義務を履行することにより、受託者に帰属します。詳細については「事務マニュアル（令和元年度版）」の「10 知的財産権管理」を参照してください。なお、機構は、委託研究の成果として発生した知的財産権（著作権を除く）を、機構の自主研究の目的で実施することができます。

なお、上記評価とは別に、機構が研究進捗状況などを確認するためヒアリングを実施することがあります。評価の詳細については「事務マニュアル（令和元年度版）」の「2.2 評価等」を参照してください。

8 調達物品の取扱い

(1) 購入・所有権等

委託研究経費で製造又は購入・外注して設備備品費に計上するものは、機構の資産です。

(2) 資産の共用使用、共同購入

資産は、当該研究の受託者が当該研究開発に使用するためのものであり、原則、受託者のみが利用できます。

ただし、予算・資産の有効利用の観点から、委託研究の実施に影響がなく空いている時間に本委託研究以外の研究に共用使用することや、複数の機構の実施する委託研究において共同利用する目的で資産を共同購入することを認めています。

(3) 機構の施設の無償利用

受託者が委託研究を実施するために必要な場合は、機構の研究施設、研究設備及び研究機器を無償で利用することができます。

(4) 委託期間終了後の扱い

上記(1)の機構所有の資産は、委託期間終了後に原則として機構で回収としますが、具体的な処理方法については委託期間終了前に協議します。

詳細については「事務マニュアル（令和元年度版）」の「3.6.3.1 NICTの施設等の無償利用」、「9 資産管理」を参照してください。

9 不正行為に対する措置及び研究資料等の保存

(1) 不正行為に対する措置

研究費の使用・管理にあたっては、十分な抑止機能を備えた体制で研究費の不正使用防止に取り組んでいただきます。

以下に記載する研究活動に係る不正行為が見られた場合には、本委託研究を含む機構の配分する研究資金への申請の制限、申請中の研究資金の不採択、研究資金の返還等の措置を講じる場合があります。

不正行為の例：

- ・ 研究の提案、実行、研究成果の発表等における「ねつ造」「改ざん」「盗用」
- ・ 研究費の使用目的に反した使用等の不適切な経理
- ・ 偽りその他の不正な手段による研究資金の受給

また、機構は、上記不正行為とそれに対する措置の内容とともに、措置対象者の氏名・所属も公表する場合があります。

(2) 研究資料等の保存

不正行為への対応のために、研究データの保管をお願いしています。

保管期間は、パーソナルデータ（個人情報を含む）を除き、当該データ等を用いた論文等を発表した日から原則10年間とします。パーソナルデータ（個人情報を含む）については、研究に必要な最低期間（最長でも原則委託期間終了まで）のみ保管することとし、不要となった場合は、即時に受託者にて破棄することをお願いしています。

なお、保管に必要な経費については、委託期間中は計上できますが、委託期間終了後は受託者の自己負担でお願いします。

詳細については「事務マニュアル（令和元年度版）」の「12 不正行為に対する措置等及び研究資料等の保存」を参照してください。

10 応募の手続き

(1) 提出期限

2019年11月27日（水）正午（日本時間）必着

（米国時間ではありませんので、ご注意ください。）

提出期限を過ぎてからの提案書類の修正はできません。

(2) 提出先

電子メール又はe-Radを利用して、「情報通信研究機構 イノベーション推進部門 委託研究推進室」へ提案書類を電子ファイルにより提出してください。

(3) 提出ファイル形式

提出する提案書類の電子データの形式は、以下のとおりです。

- ・ PDF 形式のファイル：提案書及び別紙 1～5、会社等要覧の添付書類
NSF へ応募した英語の提案書

以下の形式のファイルも併せて提出してください。

- ・ MS-Word 形式のファイル：提案書、別紙 3
- ・ MS-Excel 形式のファイル：別紙 1、別紙 4、別紙 5
- ・ MS-PowerPoint 形式：別紙 2

(4) 提出方法

① 機構へ電子メールで提出する場合

- ・ 送付先アドレス：teiansho_itaku_nict(atmark)ml.nict.go.jp
(atmark)を@に置き換えてください。本アドレスは、提案書類送付専用です。お問い合わせは、「11 問い合わせ先」に記載のメールアドレスでお願いします。

- PDF 形式（提案書及び別紙 1～5、会社等要覧の添付書類、NSF に提案した英語の提案書）、MS-Word 形式（提案書、別紙 3）、MS-Excel 形式（別紙 1、別紙 4、別紙 5）、MS-PowerPoint 形式（別紙 2）のファイルを、個別ファイル又は圧縮ファイルにまとめてメールへ添付
- メールの件名は、“2020 委託研究応募_217_提案者名”（217 は課題番号、提案者名は代表提案者の研究機関名）
- メールサイズ（メール本体＋添付ファイル）は、10M バイト未満
- メールサイズの制限を超える場合は、分割して送信し、メール件名の末尾に「〇/〇」で番号を記入（例：3 分割する場合には 1/3、2/3、3/3）
機構より上記メールを受信した旨返信いたします。提出期限当日の 15 時までに返信がない場合には、電話又は E-mail で機構に問い合わせてください。

② e-Radを利用して提出する場合

- PDF 形式（提案書及び別紙 1～5、会社等要覧の添付書類、NSF に提案した英語の提案書）のファイルを e-Rad にアップロード
- MS-Word 形式（提案書、別紙 3）、MS-Excel 形式（別紙 1、別紙 4、別紙 5）、MS-PowerPoint 形式（別紙 2）のファイルを、上記①の方法により電子メールで機構へ送付

e-Rad の使用方法等については、下記 URL の運用機関へお問い合わせください。

<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

1.1 問い合わせ先

ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

なお、電話でのお問い合わせは、平日 10 時～12 時、13 時～17 時の間にお願いします。

情報通信研究機構 イノベーション推進部門 委託研究推進室

中後 明、久保 和夫、野本 義弘

Tel : 042-327-6011

E-mail : info-itaku(atmark)ml.nict.go.jp

((atmark) を@に置き換えてください。また、提案書類の送り先とは異なります。)